

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1. 縦覧の期間： 令和8年3月3日～令和8年3月9日
2. 権利関係 機構による所有権の取得または機構からの所有権移転
3. 利害関係人の意見聴取対象農地

番号	物件の所在地				地目 (現況)	面積(m ²)	権利関係 (機構による所有権の取得/ 機構からの所有権の移転)
	市町村	大字	字	地番			
1	八代市	鏡町下村	道下	1059番20	田	481	機構からの所有権移転
2	八代市	鏡町下村	道下	1059番21	田	8.99	機構からの所有権移転
3	八代市	鏡町下村	道下	1059番19	田	1,746	機構からの所有権移転
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							